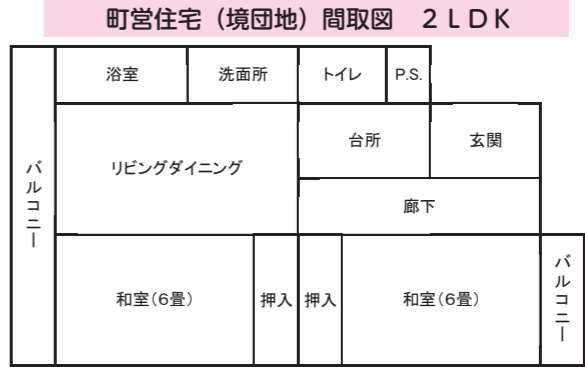
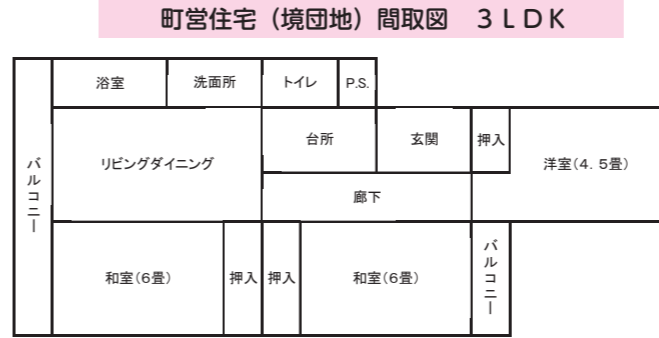


# 町営住宅（境団地） 定住促進住宅（境団地） 入居者募集

## 町営住宅（境団地）

- 募集戸数  
境団地3戸  
(A棟2LDK1戸・3LDK1戸、B棟3LDK1戸)
- 入居開始日  
平成27年3月以降
- 入居申込資格者  
次の①～⑦の条件をすべて満たす方となります。



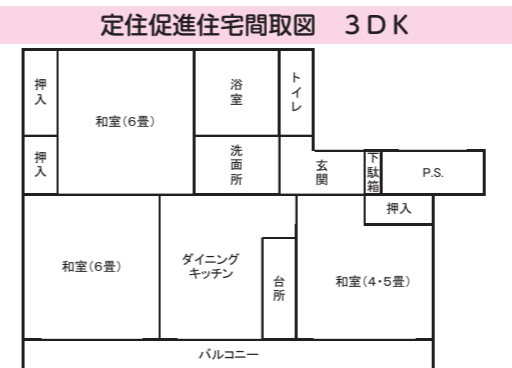
- ① 入居するにあたり、同居親族がいる方
- ② 住宅に困窮していることが明らかかな方（親と同居の方は持ち家と見なされ、該当しない場合があります）
- ③ 現在、町内に住所または勤務場所がある方
- ④ 町税等の滞納がない方
- ⑤ 月々の収入（控除後）が入居世帯で15万8千円を超えない方（未就学児や障がい者等がいる世帯は21万4千円）



- ⑥ 入居者及び同居者が暴力団員でない方
  - ⑦ 入居決定となった場合、町内在住2名の連帯保証人をつけられる方
- ※ 特別による単身者の入居申込資格は、60歳以上の方、障がい者認定1～4級までの方、生活保護被保護者、海外引揚者のいずれかに該当する方で、②～⑦の条件をすべて満たす方

## 定住促進住宅

- 募集戸数  
定住促進住宅6戸  
(1号棟3DK2戸、2号棟3DK4戸)
- 入居申込資格者  
次の①～③の条件をすべて満たす方となります。
- ① 町内に定住を希望し、居住するための住宅を必要としている方
- ② 市区町村税等の滞納がない方
- ③ 本人及び同居者が暴力団員でない方
- 申込方法  
町指定の入居申込用紙（総



- 申込方法  
町指定の入居申込用紙（総務課で配布）に必要事項を記入・押印の上、必要書類（所得証明書等）を添付し、総務課へお申し込みください。
- 申込受付時間  
平日午前8時30分から午後5時まで  
※ 随時申し込みを受け付けていますが、空室がなくなり次第、締め切ります。
- 選考方法  
申込者の入居資格や居住現況などから、審査を経て入居者を決定します。
- ▼ 申込・問い合わせ先  
総務課 ☎ 62-2117

## 国民健康保険の自己負担限度額が変更されます

70歳未満の方の高額療養費制度が一部改正されます  
平成27年1月診療分から70歳未満の方の自己負担限度額が現在の3段階から5段階に細分化され、次のとおり所得に応じた金額となります。

▼ 問い合わせ先  
税務町民課 ☎ 62-2112

所得区分	3回目までの自己負担限度額（月額）	4回目以降の自己負担限度額（月額）※2
上位所得者 ※1	150,000円+（医療費-500,000円）×1%	83,400円
一般	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

所得区分	3回目までの自己負担限度額（月額）	4回目以降の自己負担限度額（月額）※2
所得※3が901万円を超える上位所得者	252,600円+（医療費-842,000円）×1%	140,100円
所得が600万円を超え901万円以下の上位所得者	167,400円+（医療費-558,000円）×1%	93,000円
所得が210万円を超え600万円以下の一般	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
所得が210万円以下の一般（住民税非課税世帯を除く）	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

町では、昭和56年以前の旧建築基準で建てられた建築物の「耐震診断及び補強計画の策定」と、「耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された建築物の耐震改修」に対する支援を実施しています。

概要は次のとおりです。

## 木造住宅耐震診断者派遣事業及び 木造住宅耐震改修助成制度のお知らせ

- 募集期限 12月19日（金）
- 申込方法  
都市建設課窓口にて、申請書に必要事項を記入の上、お申し込みください。
- ※ 応募者多数の場合は、先着順となります。
- 事業の概要  
次の要件にすべて該当する木造住宅の耐震改修工事に対し、工事内容に応じて助成を行います。
- 対象となる住宅の要件  
昭和56年5月31日以前に建てられた3階建て以下の町内にある木造住宅で、所有者が自ら居住する住宅であること。過去に町耐震診断事業を利用していないことが必要となります。
- 助成対象となる工事  
① 一般耐震改修工事（上部構造評点を1・0以上に改修する工事）  
② 簡易耐震改修工事（上部構造

- 補助金の額  
① 一般耐震改修工事費の1/2に相当する額（上限額100万円）  
② 簡易耐震改修工事費の1/2に相当する額（上限額60万円）  
③ 部分耐震改修工事費の1/2に相当する額（上限額60万円）
- 申込方法  
申請前に工事の契約または工事に着手した場合は補助対象となりませんので、必ず都市建設課窓口にて事前相談の上、申請してください。
- ※ 応募者多数の場合は、先着順となります。
- ▼ 問い合わせ先  
都市建設課 ☎ 62-2116